

令和7年度春に大学院入学希望の方へ

貸与奨学金の
新制度

「授業料後払い」制度が始まります！

- 奨学金を直接学校に振り込んで授業料に充てることができ、これとは別に生活費として奨学金を毎月受け取れる新たな制度です。
- 授業料の支援は学校に直接振り込まれるため、支払いのためにまとまった資金を用意する負担が減少します。
- 貸与終了後、返還が必要です(無利子)。

①授業料相当額の
貸与奨学金を
JASSOから
大学に振込



(授業料相当額①が
不足する場合は
学生からも納付)

②毎月、生活費奨学金を振込(希望者のみ)

③貸与終了後、所得に応じた月額で返還

JASSO

あなた

授業料の支援額

私立：最大776,000円（年間）

生活費の支援額

月額2万円、4万円から選択（受けないことも可）

貸与終了後の
返還方法

所得に応じて返還額を決定(年収が300万円程度になるまでは2,000円)
返還者本人に子がいると、返還月額が減額
保証制度は機関保証のみ(人的保証は選択不可)
「特に優れた業績による返還免除制度」の利用可
(ただし、令和6年度春入学者は返還免除内定制度適用不可)

令和6年度から募集が開始されました

対象者

令和7年度春に修士段階に入学する方のうち、
・過去に貸与を受けた奨学金の返還を延滞していない者、第一種奨学金の貸与が受けられない事由がない者。
・外国籍の人は在留資格が「永住者」「日本人の配偶者」等の場合は申請可。「留学」等の場合は申請不可。

募集時期

令和6年11月～令和7年1月に予約採用申込開始
令和7年4月～5月に在学採用申込開始
詳細は大学HPを確認してください。

利用検討の際の
注意点

・「第一種奨学金」を利用した場合は本制度を利用できません。
※このため、予約採用で「第一種奨学金」の採用候補者になった方で同奨学金の進学届を提出した方や、令和7年春の在学採用で「第一種奨学金」に採用された方は、本制度を利用できなくなります。